

<p>自動車等安全性能評価実施要領（案）</p>	<p>（この告示の趣旨）</p> <p>第一条 この告示は、自動車及び年少者用補助乗車装置（以下「自動車等」という。）の安全性能に関する評価を実施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト又は補助シート及び年少者用ベルトのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）</p> <p>三十三 （略）</p> <p>十四 「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。</p>
<p>平成二十五年度自動車等安全性能評価実施要領</p>	<p>（この告示の趣旨）</p> <p>第一条 この告示は、平成二十五年度における自動車及び年少者用補助乗車装置（以下「自動車等」という。）の安全性能に関する評価を実施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト又は年少者用ベルト及び補助シート及び年少者用ベルトのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）</p> <p>三十三 （略）</p> <p>十四 「脛骨指数」とは、ダミーの首の部分に加わる傷害の程度を示す指数をいう。</p>

十五(二十三) (略)

二十四 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験により、ダミーの頸部において計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十五(三十五) (略)

三十六 「ターゲット」とは、試験自動車を衝突させる車両模型をいう。

(試験自動車等の選定に関する事項)

第三条 国土交通大臣は、自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が二・八トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。)のうち、毎年五月末時点又は十月末時点に、市場において新車として販売されているものの中から、それぞれの時点の直近一年間の販売実績等を勘案して第四条第一項の評価の対象とする自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等から評価の申出があつた自動車についても選定することができる。

2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、毎年九月末時点に市場において販売されているものの中から、その時点の直近一年六月間の出荷台数等を勘案して第五条第一項の評価の対象とする年少者用補助乗車装置を選定するものとする。ただし、年少者用補助乗車装置の製作者等から評価の申出があつた年少者用補助乗車装置についても選定することができる。

(自動車の評価)

第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一(十四) (略)

十五(二十三) (略)

二十四 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験により、ダミーの頸部において計測された加速度を用いて計算される脛骨指数をいう。

二十五(三十五) (略)

(新規)

(試験自動車等の選定に関する事項)

第三条 国土交通大臣は、自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が二・八トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。)のうち、平成二十五年五月末時点又は十月末時点に、市場において新車として販売されているものの中から、それぞれの時点の直近一年間の販売実績等を勘案して第四条第一項の評価の対象とする自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等から評価の申出があつた自動車についても選定することができる。

2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十五年九月末時点に市場において販売されているものの中から、その時点の直近一年六月間の出荷台数等を勘案して第五条第一項の評価の対象とする年少者用補助乗車装置を選定するものとする。ただし、年少者用補助乗車装置の製作者等から評価の申出があつた年少者用補助乗車装置についても選定することができる。

(自動車の評価)

第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一(十四) (略)

2 (略) 第五条〜第九条 (略)	十五 衝突被害軽減制 動制御装置性能		
	乾燥した路面において 試験自動車を十キロ メートル毎時から六十 キロメートル毎時まで の五キロメートル毎時 ごとの制動初速度でタ ーゲットの後面に垂直 に正面衝突させる試験	試験自動車の衝突速度	
	試験自動車の衝突速度		
十六 車線逸脱警報装 置性能			
試験自動車を六十キロ メートル毎時又は七十 キロメートル毎時で車 線から逸脱させる試験	車線逸脱警報装置作動 時の試験自動車の車線 からの逸脱距離		
十七 予防安全性能			
第十五号及び第十六号 の試験	衝突被害軽減制動制御 装置性能試験及び車線 逸脱警報装置性能試験 における測定結果に基 づき総合的な予防安全 性能を示す二段階の指 標		

2 (略) 第五条〜第九条 (略)	(新規)		
	(新規)		
	(新規)		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。